令和８年１０月２９日判決言渡

令和８年（ワ）第７３０２号　損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日　令和８年９月１５日

判　　決

原　　告　　X

被　　告　　A

（以下「被告A」という。）

被　　告　　B

（以下「被告B」という。）

主　　文

１　原告の請求をいずれも棄却する。

２　訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第１　請求

被告らは、原告に対し、連帯して、１０００万円を支払え。

第２　事案の概要

１　本判決における略称

・　本件特許（権）１：発明の名称が「釣竿」である、特許第５９２５９５１号に係る特許（権）（甲４）

・　本件特許（権）２：発明の名称が「釣竿」である、特許第６１９１９３２号に係る特許（権）（甲５）

・　本件出願１：本件特許１に係る出願

・　本件出願２：本件特許２に係る出願

・　本件発明１：本件特許１に係る発明

・　本件発明２：本件特許２に係る発明

・　本件協会：一般社団法人徳島県発明協会

２　事案の要旨

本件は、原告が、被告らが共謀して、本件特許権１の権利範囲を不当に狭め、その後、原告のアイデアを盗用して本件出願２をした結果、本件特許権１を取得するために支払った費用、狭められた権利範囲の価値等に相当する額の損害を被ったと主張して、被告らに対し、民法７０９条、７１９条１項前段に基づき、連帯して１０００万円の損害金を支払うことを請求していると解される事案である。

３　前提事実（争いのない事実及び証拠〔枝番を含む。以下同じ〕により容易に認定できる事実）

(1)　当事者

ア　原告は、本件特許権１及び２の特許権者として登録されている者である（甲４、５）。

イ　被告Ｂは、平成３０年６月まで本件協会の職員であった者で、被告Ａは、被告Ｂの親族である（甲２）。

(2)　本件特許１及び２の出願及び登録の経緯

ア　原告は、平成２７年１１月２６日、原告を発明者とする本件出願１をした（特願２０１５－２３０４９９号）。本件特許１は、平成２８年４月２８日、原告を特許権者兼発明者として登録された。（甲４）

イ　被告Ａは、平成２８年７月５日、原告、被告Ａ及び被告Ｂを発明者とする本件出願２をした（特願２０１６－１３３１３５号）。本件特許２は、平成２９年８月１８日、原告を特許権者として登録された。（甲５、乙２）

(3)　原告は、本件出願１に関し、弁理士に対し、以下の費用を支払った（括弧内の日付は請求日である。甲１）。

ア　我が国における出願費用　　４６万１２２１円（平成２７年１１月２６日）

イ　我が国における拒絶査定への対応費用　　１３万８４６１円（平成２８年３月７日）

ウ　我が国における登録費用　　１１万３８２０円（同年４月１２日）

エ　韓国における出願費用　　５５万１７４１円（同年１２月２６日）

オ　台湾における出願費用　　４７万６２６２円（同日）

カ　中国における出願費用　　４５万９００３円（同日）

キ　台湾におけるＰＰＨ申請費用　　５万６５９７円（平成２９年１月３１日）

ク　韓国における拒絶査定への対応費用　　５万６６１３円（同年６月２１日）

ケ　台湾における拒絶査定への対応費用　　８万４１７１円（同日）

コ　中国における公開費用　　１万１５１４円（同年９月２２日）

サ　中国におけるＰＰＨ申請費用　　４万０３７５円（同年１０月２３日）

シ　中国における拒絶対応費用　　計３２万５８６２円（平成３０年４月２５日、同年９月２７日及び平成３１年２月２７日）

ス　合計　　２７７万５６４０円

４　争点

(1)　被告らが、共謀して、原告による本件出願１に際し、原告の本件特許権１の権利範囲を不当に狭めたか（争点１）

(2)　被告らが、共謀して、原告に無断で、原告の本件発明１のアイデアを盗用して、本件出願２を行い、これにより原告の本件特許権１の権利範囲を不当に狭めたか（争点２）

(3)　原告の損害（争点３）

第３　争点に関する当事者の主張

１　争点１（被告らが、共謀して、原告による本件出願１に際し、原告の本件特許権１の権利範囲を不当に狭めたか）について

【原告の主張】

被告Ｂは、平成２７年１０月頃、本件協会の職員として、本件出願１について原告から相談を受け、原告を支援する立場にあった。しかし、被告Ｂは、親族の被告Ａと共謀し、本件出願１において原告が取得し得る権利範囲を不当に狭め、本件特許権１を、欠陥のあるものとし、その価値を著しく毀損した。

【被告らの主張】

本件特許１は、発明者である原告が、弁理士と相談したうえで出願し、権利取得したものであり、被告らがその権利範囲を変更し得るものではない。

２　争点２（被告らが、共謀して、原告に無断で、原告の本件発明１のアイデアを盗用して、本件出願２を行い、これにより原告の本件特許権１の権利範囲を不当に狭めたか）について

【原告の主張】

被告らは、原告から聴取した本件発明１に関するアイデアを盗用し、原告に無断で、本件発明２の発明者として本件出願２を行った。被告Ｂは、原告の外国出願補助金申請書類に、盗作である本件発明２を記載しており、これは文書偽造に当たる。また、本件発明１の盗作による本件出願２は、著作権法違反に当たる。

原告は、平成２９年１月に被告Ｂから明かされるまで、本件出願２のことを知らず、被告Ａについては、同年８月に同人名義の特許証が原告に送付されるまで知らなかったのであるから、本件出願２は、原告が全く関与しないところで行われたものであり、その出願について同意したこともない。なお、被告らは、原告が、平成２８年１０月に、本件出願２を出願実績として挙げる外国出願補助金を申請しており、遅くとも、その時点で本件出願２や被告らの存在を知っていたと主張するが、前記のとおり、当該申請自体、被告らが作出した虚

偽のものである。

このように、被告らは、原告に無断で、原告の本件発明１に係るアイデアを盗用した本件出願２をなした。

そして、本件出願２により、本件特許１が権利範囲の狭い欠陥特許となってしまった。

【被告らの主張】

本件発明２は、被告Ｂが本件発明１の課題を解決するために想致したものであり、それ故、本件出願１があっても新規性や進歩性が認められ、特許査定を受けたものであって、本件発明１の盗作ではない。被告らが文書偽造を行ったこともない。

被告らは、本件出願２に際し、発明者に原告を入れることを原告に伝えていたが、被告Ａは、本件出願２について拒絶査定がなされた段階で、原告が本件協会に苦情を申し立ててきたことを踏まえ、名義を原告の単独名義に変更しており、本件特許２が登録される前に、同特許権の出願者は原告となり、本件特許２は原告のみを特許権者とするものとして登録された。加えて、原告は、平成２８年１０月に外国出願補助金を申請した際、同申請に際し、原告及び被告らを発明者とする本件出願２を出願実績として記載していたのであるから、本件出願２がされたこと及び被告Ａの存在を知らなかったとは考え難い。

以上のとおり、本件出願２は、原告の同意のもとで行われたものである。

そして、第１特許は登録された時点でその権利範囲は確定しており、第１特許と第２特許は独立した特許であるから、第２特許によって第１特許が権利範囲の狭い欠陥特許となることはない。

３　争点３（原告の損害）について

【原告の主張】

前記１及び２の不法行為によって、本件特許権１の権利範囲が不当に狭められた結果、原告は、本件発明１について、韓国、台湾、中国等において特許登

録を受けることを断念せざるを得なくなり、本件特許権１を利用した収益を得る機会を失った。また、本件特許権１に関して出捐した費用が無意味なものとなった。その結果、本件特許権１に関して弁理士に支払った費用合計２７７万５６４０円を含む、合計１０００万円の損害が発生した。

【被告らの主張】

争う。

第４　判断

１　争点１（被告らが、共謀して、原告による本件出願１に際し、原告の本件特許権１の権利範囲を不当に狭めたか）について

前提事実、証拠（甲１、２、４）及び弁論の全趣旨によれば、原告が、平成２７年１０月頃、被告Ｂから、本件協会において本件出願１に関する支援を受けたこと、遅くとも同年１１月２５日までに弁理士を本件出願１に関する代理人として選任し、本件出願１をしたこと、及び、特許庁からの拒絶査定についても、同弁理士を介して対応し、本件特許権１を取得するに至ったことが認められる。

これらの事実を踏まえると、本件特許権１の権利範囲は、原告と弁理士が協議した結果、定められたものと認められ、ここに被告らの意思が介在したものとは認められないし、ほかに被告らが本件出願１に際し本件特許権１の権利範囲を不当に狭めたとの事実は認められない。

よって、原告の主張は採用できない。

２　争点２（被告らが、共謀して、原告に無断で、原告の本件発明１のアイデアを盗用して、本件出願２を行い、これにより原告の本件特許権１の権利範囲を不当に狭めたか）について

原告は、平成２９年１月頃、被告Ｂから本件出願２のことを聞くまで同出願のことを知らなかった、被告Ａについては同年８月頃まで知らなかったなどとして、本件出願２は、被告らが、原告に無断で行ったものであると主張する。

しかし、証拠（甲１、２）によれば、原告は、平成２８年１０月頃、本件特許権１に関する外国出願補助金を申請し、この申請に係る申請書において、第２出願を出願実績として記載したこと、その申請の頃である同年１２月２６日、弁理士に対し、本件発明１について、韓国、台湾及び中国に出願することを委任したことが認められる。

また、前提事実及び証拠（甲２、５）によれば、本件出願２については、平成２９年６月頃、出願人を被告Ａから原告に変更する旨の届出がされ、その後、原告のみを特許権者として本件特許権２が登録されたと認められ、上記出願人の変更届出に原告が関与していなかったとは考え難い。

そうすると、仮に、本件出願２の時点では原告が同出願について認識していなかったとしても、原告は、遅くとも、本件特許権１に関する外国出願補助金の申請をした平成２８年１０月頃までには、本件出願２がされた事実を知り、その出願の内容を容認していたと認められる。この点、原告は、被告らが、本件特許権１に関する外国出願補助金の申請書を偽造したと主張するが、原告の主張を認めるに足りる証拠はない。

そして、本件特許１は、本件出願２がされた時点で既に登録されていたのであるから、本件出願２がされ、これに基づく本件特許２の登録がされたことによって、本件特許１に関する権利の内容が変更されることはなく、本件出願２によって原告の本件特許権１の権利範囲が不当に狭められたとは認められない。

よって、原告の主張は採用できない。

３　争点３（原告の損害）について

原告は、被告らの不法行為の結果、本件発明１について、韓国、台湾及び中国等の外国において特許登録を受けることを断念せざるを得なくなり、本件特許権１を利用した収益を得る機会を失ったなどと主張する。

しかし、本件出願１に関し、被告らの不法行為が介在したものとは認められないことは、前記１のとおりである。

また、本件出願２について、被告らの不法行為が介在したものとは認められないことは前記２のとおりであるが、仮に、原告に無断で本件出願２が行われたとしても、出願手続中に本件出願２の出願人が原告に変更され、本件特許２は登録時点から原告が単独の特許権者となったのであるから、本件特許権２の存在や出願過程に関する事実から原告が主張する損害が発生したものとは認められない。

その他、原告の主張を検討しても、本件特許１及び２に関連し、被告らの行為によって原告が損害を被ったとは認められない。

第５　結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について民訴法６１条を適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第２６民事部

裁判長裁判官　　水　　野　　正　　則

裁判官　　西　　尾　　太　　一

裁判官　　横　　井　　真 由 美